



山口労基発 0521 第 1 号
令和元年 5 月 2 1 日

一般社団法人山口県労働基準協会 会長 殿



厚生労働省山口労働局労働基準部長

伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生の点検について（要請）

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 31 年 4 月 16 日、青森県内において、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 59 条第 3 項に基づく特別教育（以下「特別教育」という。）（※）の伐木を伴う実技教育の実施中、受講者が死亡する災害が発生しました。

本件災害については、現在、原因の究明等を行っておりますが、特別教育を実施した機関において、伐木を伴う実技教育の実施手順書を作成していなかったこと等を背景としたものと考えられます。

そもそも、特別教育は、事業者が危険又は有害な業務に就く労働者に対して、当該業務に関する安全衛生の確保のため、労働安全衛生法令において、事業者に対し実施することが義務付けられておりますが、このような場において、死亡災害が発生したことは、大変遺憾です。

このような災害を繰り返さないため、別添「伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生の点検に係る留意事項」を御了知いただくとともに、別紙チェックリストを活用するなどにより、実技教育を伴う特別教育における安全衛生を確保するために必要な措置を講じていただくよう、貴団体関係者等に対して御周知をいただきますようお願いいたします。

（※）労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 36 条第 8 号（胸高直径が 70 センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が 20 センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が 20 センチメートル以上であるものの処理の業務（第 6 号の 2 に掲げる業務を除く。））及び第 8 号の 2（チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務（前号に掲げる業務を除く。））に定める特別教育。

なお、この特別教育に係る規定は、令和 2 年 8 月 1 日から改正されることとなっております。



伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生の点検に係る留意事項

1 基本的な認識

特別教育は、危険又は有害な業務に就く労働者に対して、当該業務に関する安全衛生の確保のために、法令で事業者が実施することを義務付けられている教育であることから、特別教育を実施する事業者又は機関（以下「事業者等」という。）は、当然法令に則って適切に実施するべきものであること。

また、特別教育は、危険又は有害な業務を対象とするものであることから、一般的に、その実技教育の実施には災害発生リスクが伴うものであり、特に、伐木を伴う実技教育については、伐倒木により労働者が激突される等のリスクが極めて高く、実技教育の実施にあたり万全の安全対策が必要であること。

さらに、事業者等が自主的に、労働安全衛生法令による基準を上回る、より水準の高い安全衛生を確保するために、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日付け基発1207第3号）」や、事業者等が独自に労働安全衛生法令による基準を上回る自主的な規定等による措置を講じることが望ましいこと。

なお、平成31年2月に公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号）」、「安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（平成31年厚生労働省告示第32号）」により、特別教育に係る規定は令和2年8月1日、その他の規定は本年8月1日に施行となることに留意すること。

2 具体的な措置

伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生を確保するために、事業者等は、以下を踏まえ適切に講じること。

(1) 特別教育の実施手順書の作成

事業者等が行う特別教育について、実施手順書を作成し、事業者等内部において周知を徹底すること。

なお、実施手順書については、実技教育を対象として、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づくリスク低減策を検討した上で作成することが望ましいこと。

(2) 特別教育の講師に対する緊急教育の実施

事業者等は、同種災害の再発防止を徹底するため、速やかに、特別教育で講師を務めている者を対象として、受講者の安全衛生を確保することの重要性について改めて啓発を行うとともに、今般の死亡災害の概要、特別教育の実施手順書の内容等について理解をさせること。

(3) 特別教育以外の安全衛生教育の改善

事業者等が行う特別教育以外の安全衛生教育についても、上記2(1)及び2(2)を踏まえ、改善を図ること。

死亡災害の概要

1 発生日時
平成 31 年 4 月 16 日 (火) 午前 10 時 20 分ごろ

2 被災者情報
60 歳代の労働者

3 災害の概要 (詳細については、現在、調査中。)

本災害は、特別教育を実施していた機関 (以下「実施機関」という。) が行う特別教育の実技教育において発生した。なお、実施機関は、災害発生日の前日に、特別教育の学科教育を行っており、本災害は 2 日目に行われた実技教育に発生した。

災害発生日、実施機関は、2 つの班 (班 A、班 B) に分けて、特別教育の実技教育を実施していた。

災害発生の直前において、班 B の講師が立木を伐倒したとき、地面の軟弱な場所に伐倒木が倒れた。班 B の講師は、地面の軟弱な場所では受講者の教育に支障をきたすと判断し、急きょ、当初伐倒を計画していなかった場所で立木を伐倒することとした。

班 B の講師がチェーンソーにより立木を伐倒したとき、当初伐倒を想定していた方向 (受講者のいない場所) と異なる方向 (班 A の受講者が実技教育を行っている場所) に伐倒木が倒れた。

この結果、班 A の受講者である被災者は、伐倒木に激突された。

4 災害の発生原因
現在、調査中。

伐木を伴う実技教育に係る特別教育における 安全衛生の措置状況の点検のためのチェックリスト

伐木を伴う実技教育に係る特別教育における安全衛生を確保するために、特別教育を実施する事業者又は機関(以下「事業者等」という。)では、以下の事項について適切に措置を講じることが必要です。

点検日	
点検者	
改善確認日	
改善確認者	

1 特別教育の実施手順書の作成

- 事業者等が行う特別教育について、実施手順書を作成すること。
- 実施手順書については、実技教育を対象として、危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)を行い、その結果に基づくリスク低減策を検討した上で作成すること。
- 実施手順書についてを作成し、事業者等内部において周知を徹底すること。

2 特別教育の講師に対する緊急教育の実施

- 事業者等は、自らが講師を養成する研修を行っている場合には、同種災害の再発防止を徹底するため、速やかに、特別教育で講師を務めている者を対象として、受講者の安全衛生を確保することの重要性について改めて啓発を行うとともに、今般の死亡災害の概要、特別教育の実施手順書の内容等について理解をさせること。

3 特別教育以外の安全衛生教育の改善

- 事業者等が行う特別教育以外の安全衛生教育についても、上記1及び2を踏まえ、改善を図ること。

伐木作業等の安全対策の規制が変わります！

～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。



【改正の背景】

林業における労働災害による死亡者数は年間40人前後で推移しており、平成23年以降改善がみられていません。死亡災害の約6割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業4日以上死傷者の起因物では、立木(りゅうぼく)等が約3割、チェーンソーが約2割と多数を占めています。

厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表）を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容

1. チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。

（安衛則、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。）の改正）

2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。

（安衛則の改正）

- (1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
- (2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
- (3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
- (4) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。

3. その他の改正を行います。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1. 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第10条）関係

- 伐木の直径等で区分されている、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を統合します。また、統合後の特別教育の時間数を増やします。既に特別教育を修了している方(※)は、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除されます。

【受講を省略できる条件】

- (※) 伐木等の業務に係る特別教育の科目について、十分な知識及び経験を有していると認められる以下の労働者
- ① 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(*1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。)を修了した労働者
 - ② 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(*1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く。)を修了した労働者
 - ③ 改正前の安衛則第36条第8号の2に定めるチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に関する特別教育(*2)を修了した労働者

なお、改正による新たな特別教育の適用日(令和2年8月1日)より前に、改正後の特別教育の科目の全部又は一部について受講した方は、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

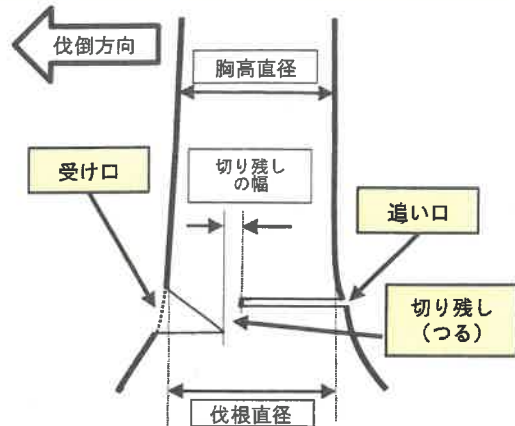
- (*1) 胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務(伐木等機械の運転の業務を除く。)
- (*2) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(※1の業務を除く。)

新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講すべき時間の対比表

学科科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講すべき時間					
			①	②	③			
I 伐木等作業に関する知識								
伐倒の合図 退避の方法 伐倒の方法 かかり木の種類及びその処理 造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	4時間	1時間	1時間	2時間	2時間			
II チェーンソーに関する知識								
チェーンソーの種類 構造及び取扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2時間		2時間					
III 振動障害及びその予防に関する知識								
振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2時間		2時間					
IV 関係法令								
安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	1時間	1時間	1時間	1時間	1時間			
実技科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講すべき時間					
			①	②	③			
V 伐木等の方法								
造材の方法 伐木の方法 かかり木の処理の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	5時間	30分間	30分間	2時間	2時間			
VI チェーンソーの操作								
基本操作 応用操作	2時間		2時間					
VII チェーンソーの点検及び整備								
チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2時間		2時間					

2-(1) 伐木作業における危険の防止（安衛則第477条）関係

- 胸高直径が概ね20cm以上の立木を伐倒するとき死亡災害が大きく増加していることから、伐木作業において「受け口」を作るべき対象を胸高直径が40cm以上の立木から20cm以上のものへと範囲を拡大します。
- 受け口を作るべき作業の場合、適当な深さの「追い口」と、適当な幅の「切り残し(つる)」を確保することを新たに義務付けます。(図1)



(図1)受け口、追い口等の関係図

(参考) 胸高直径20cm未満の立木は、法令による規制の対象ではないものの、伐木作業に従事する労働者の知識、経験等から、適切に「受け口」、「追い口」、「切り残し」を作ることができる場合には、これらを作ることが望ましい。

2-(2) かかり木の処理の作業における危険の防止（安衛則第478条）関係

- かかり木の処理の作業(図2)に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことを新たに義務付けます。
- やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止します。
- 死亡災害が多く発生している「かかり木にかかられている立木を伐倒」(図3)及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒(浴びせ倒し)」(図4)することを禁止します。

<注意> 「かかっている木の元玉切り」(かかった状態のまま元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。)(図5)は、今般の改正により禁止されるものではありませんが、かかり木の安全な処理方法とは言えないことに留意してください。



(図2)かかり木の処理



(図3)かかられている立木の伐倒



(図4)かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒

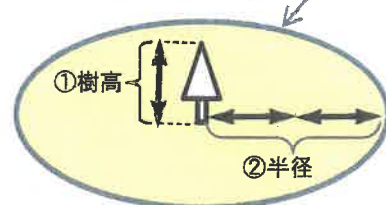


(図5)かかっている木の元玉切り

2-(3) 立入禁止（安衛則第481条）関係

- 従来から、造林、伐木及び造材の作業場所の下方で、伐倒木等の木材が転落、滑落するおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止していますが、新たに、かかり木の処理の作業場所の下方でも、かかり木の転落、滑落するおそれがあることから、労働者の立入りを禁止します。
- 立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、諸外国の基準を踏まえ、立木の樹高の2倍に相当する距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止します。(図6)

②半径が①樹高の2倍の距離の円
(立入禁止の範囲)



(図6)立入禁止の範囲

<注意> 立木を伐倒するときには、周辺全ての労働者に合図により的確に情報伝達を行い、立入禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者が退避したことの確認を徹底してください。

2-(4) 下肢の切創防止用保護衣の着用（安衛則第485条）関係

- チェーンソーによる休業4日以上死傷災害の多くが、チェーンソーの刃（以下「ソーチェーン」という。）の接触により発生していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、事業者に対し、労働者に切創防止用の繊維を入れた防護ズボン、チャップス等の下肢の切創防止用保護衣（図7）を着用させることを義務付けます。
- チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に対して、下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付けます。



（図7）下肢の切創防止用保護衣

＜注意1＞（図7）で例示した下肢の切創防止用保護衣は、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、JIS T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用してください。また、労働者の身体に合ったサイズのもを着用してください。既にソーチェーンが当たって繊維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないようにしてください。

＜注意2＞チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用してください。なお、作業中の歩行等により、チャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用してください。

3-(1) 車両系木材伐出機械による作業等の作業計画（安衛則第151条の89、第151条の125、第151条の153）関係

- 伐木等の作業においても、重とくな労働災害が発生した場合、速やかに、負傷者を救急車両等により搬送できるようにするため、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架線作業の作業計画を定めるべき事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」を追加します。

3-(2) 修羅（しゅら）、木馬運材及び雪そり運材は、現在、林業の現場でほとんど使用されていないことから、修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止します。

施行期日

このリーフレット内容の施行日は **2019(令和元)年8月1日** です。

（一部の規定*は公布日、特別教育の部分は2020(令和2)年8月1日）

(*）修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。

（公布日：2019(平成31)年2月12日）

墜落制止用器具(安全帯)に関するお知らせ

- 墜落制止用器具(安全帯)に関し安衛則等が改正され、これまで安全帯を用いていた作業については、墜落制止用器具（一本つりのハーネス型等）を用いることが義務付けられました。

【参照】墜落制止用器具リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

- ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合（フックがかけられない場合など）には、墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。



さらに詳しい情報は、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署まで。

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

伐木作業等の労働災害防止

